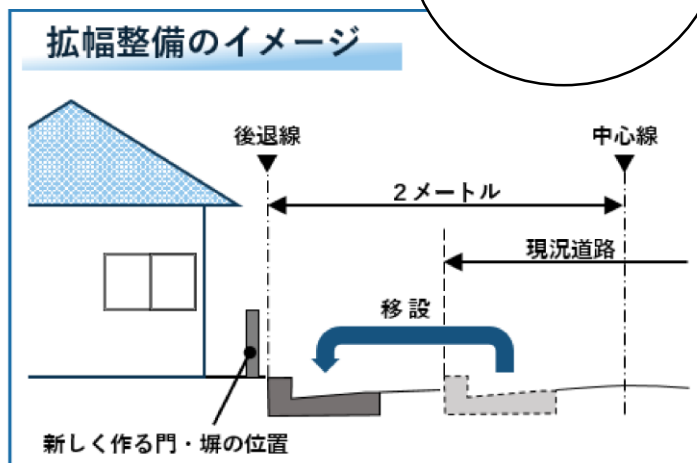
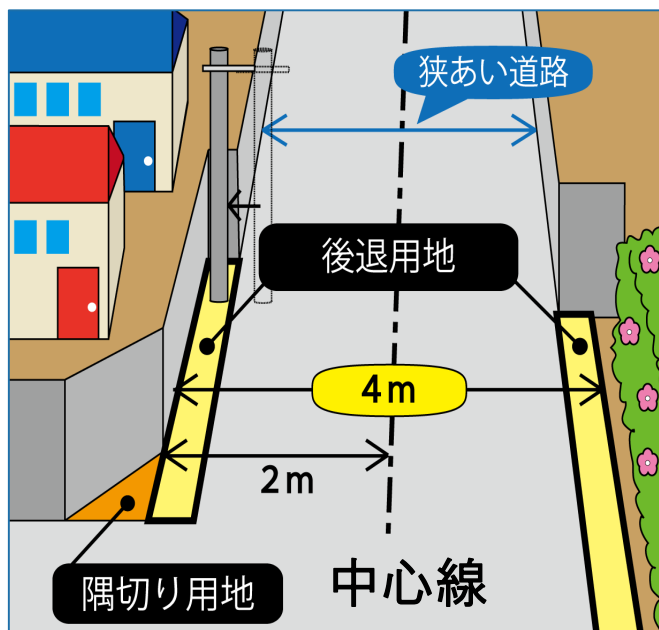


狭あい道路拡幅整備事業のご案内

～みんなでつくる災害に強いまちのために～

令和6年10月1日～
オンライン申請受付
を開始しました！



狭あい道路とは

道路の幅員が4m未満の狭い道路のことです。このような道路では、地震・火災など災害時の避難・通行に支障をきたす恐れがあります。建築基準法第42条第2項の規定により指定された道(以下、2項道路)に接する敷地で建築行為等を行う場合、原則として、道路の中心から2mを後退(セットバック)する必要があります。

狭あい道路拡幅整備事業の目的

災害に備え、円滑な避難及び通行を確保するとともに、良好な居住環境を整備し災害に強いまちづくりを目的としています。

2項道路に接する敷地で建築行為等を行う場合に、
狭あい道路拡幅整備事前協議が必要となります。

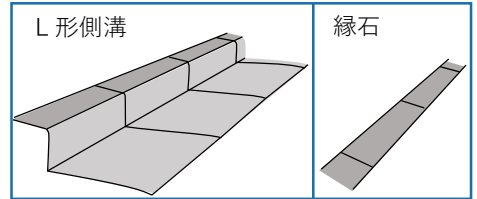
- 建築確認申請等をしようとする日の30日前までに事前協議書等を提出してください。
- 協議の日数は30日以上かかる場合があります。
- 建築確認申請の建築主と狭あい道路拡幅整備事前協議の申請者は一致している必要があります。
- 申請者(建築主)に変更がある場合、申請者変更が必要になります。

区による拡幅整備について

工事内容

L形側溝の移設
又は縁石の新設

後退用地の舗装



移設物

路上汚水ます
雨水ますの移設

街路灯や
交通標識等の移設

電柱の移設依頼

※電柱等の移設は有償になる場合があります。

↓入力フォーム



(<https://logoform.jp/form/Y4gR/136315>)

- 後退用地内の**支障物**（塀・埋設物・土地境界標示物等）は、関係権利者との協議の上、申請者の負担で事前に撤去が必要です。
- 支障物の有無・道路の高さ等の確認及び拡幅整備の日程調整（建物の完成後かつ外構工事の前後）を行うため、**工事事前立会**が必要です。希望する立会日の**30日前まで**に、右の入力フォームから登録をしてください。
- 整備済みの箇所には、整備済み表示板を設置します。



整備済み表示板イメージ→

区による拡幅整備ではなく、申請者による「**自主整備**」の対象になる場合があります。

（自主整備となる場合）

- 建築物が延べ面積1500㎡以上になる場合
- 位置指定道路の新設・開発行為・国の事業等を行う場合
- 道路と敷地に高低差がある場合
- その他、区整備の承諾が得られなかった場合や後退が無い場合等

（自主整備の注意事項）

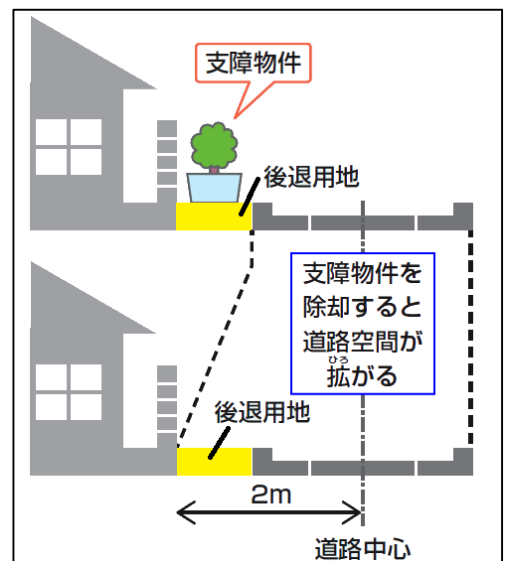
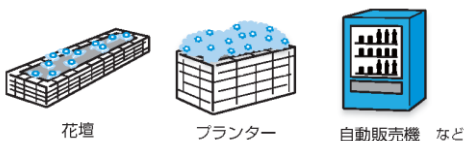
- 区の管理物を施工する場合、区道管理部署へ事前に相談してください。
- 助成金や隅切り奨励金は対象外になります。
- 自主整備をした場合、将来建築行為等を行う際に再度狭あい道路拡幅整備事前協議が必要になる場合があります。
- L形側溝の移設をしない場合、後退用地の管理方法は区道・私道に関わらず自己管理となります。

支障物件の設置を禁止しています

条例により、平成29年1月1日から2項道路の後退用地に「**支障物件**」を置くことが禁止されています。支障物件とは、**避難上・通行上の支障となる物で、容易に移動できないもの**が対象です。緊急車両の通行を妨げてしまうため、後退用地に置くことはできません。

区が違反者に除却の勧告・命令を行い、命令に従わない場合にはその旨の公表、行政代執行法に基づく措置を行う場合があります。

支障物件の例



後退用地の管理方法について

● 区道・区有通路の場合 → 区管理（無償使用承諾）

所有権は変わりませんが、後退用地を区管理区域に編入し、区が無償で使用することを承諾して頂きます。無償使用承諾書（甲）の提出が必要です。

※無償使用承諾・寄附を受けた後退用地は、区域変更を行います。また、区道・区有通路の寄附を希望する場合は、別途ご相談ください。

● 私道の場合 → 自己管理

後退用地の道路管理は一般的に土地所有者となります。

隅切り用地について（東京都建築安全条例第2条）

幅員がそれぞれ6m未満の道路が交わる角敷地（隅角120° 以上の場合を除く。）は、敷地の隅を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の部分を道路状に整備します。

- 区道と区道が交わる隅切りは、無償使用承諾に基づき区で管理をすることが可能です。その場合、敷地面積に算入することができません。自己管理をする場合は、無償使用承諾書（乙）の提出が必要になり、敷地面積に算入することができます。
- 私道と区道が交わる隅切り 私道と私道が交わる隅切りは基本的に自己管理になります。敷地面積に算入することができます。

事前協議書記載例

 記入・チェックが必要な箇所

第1号の3様式（第6条関係）

(表)

日付は記入不要です。

(裏)

×年×月×日	
杉並区長 宛	
申請者 (建築主等)	住所 氏名 電話 ()
代理人	住所 氏名 電話 () E-mail 担当者名
狭あい道路拡幅整備事前協議書	
杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例施行規則第6条の規定により、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第3条（第1項・第2項）の事前協議を申請します。	
以下の協議内容については、申請者及び土地所有者全員の承諾を得た上で申請してください。相違ない場合は、以下の□にチェックを入れてください。 □本協議内容については、申請者及び申請地の土地所有者全員の承諾を得ています。	
添付書類	1 案内図（2部） 2 現況平面図（縮尺1：100）（2部） 3 登記事項証明書（土地）及び公図の写し（各1部）
協議に係る土地（申請地）の所在地	(地番) 杉並区 丁目 番 (住居表示) 杉並区 丁目 番 号
申請地の土地所有者	住所 土地所有者が複数名いる場合、 氏名 全員の住所・氏名を記入してく 電話 ださい。

以下の該当する□にチェックを入れてください。	
前面道路の種類	<input type="checkbox"/> 2項道路 <input type="checkbox"/> 特別区道・区有通路 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()
中心線・後退用地	別添現況平面図のとおり ・確認申請等及び建築計画概要書の配置図には、現況平面図のとおり現況道路幅員や後退寸法を記入します。 ・後退用地には、通行の支障となるものを設置しません。
整備方法	<input type="checkbox"/> 区整備を希望（以下(1)～(4)について承諾します。） (1)後退用地内にある支障物（工作物、埋設物、土地境界標示物等）は、区の整備工事前に申請者側で撤去します。 (2)舗装及びL形側溝移設等の工事は、既存の道路と同等の施工内容となることに同意します。 (3)拡幅整備に伴う電柱の後退移設は、設置者との協議に応じます。 (4)私道の場合、拡幅整備後の後退用地等は、所有者が管理します。 <input type="checkbox"/> 自主整備（別添自主整備計画書のとおり）
協議事項	<input type="checkbox"/> あり (場所) *区道と区道の隅切りについて以下にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入する。（自己管理） <input type="checkbox"/> 隅切り用地を建築敷地面積に算入しない。（道路区域に編入し区管理） <input type="checkbox"/> なし
隅切り用地（東京都建築安全条例）	
特記事項	

※1 オンライン申請の場合は提出不要です。

※2 申請者は建築確認申請の建築主と同一にしてください。連名で建築確認申請をする場合は、その中の代表者1名で申請ができます。法人の場合は法人名および代表者名を記入してください。



狭あい協議の申請は窓口でのみ受付をしておりましたが、以下のページ
(<https://logoform.jp/f/yTaHi>) から、申請が可能になりました。

申請フォームのイメージ

Q7. 代理人情報を入力してください。 **必須**

住所

郵便番号 **必須** 都道府県 **必須** 0 / 8

番地 **必須**

メールアドレス

メールアドレス **必須**

氏名 (法人の場合は法人名と代表者氏名) **必須**

㈱杉並設計 代表取締役 杉並 太郎

担当者名 **必須**

山田 花子

電話番号 **必須**

03-0000-0000

※協議成立時の事前協議済通知書の交付は、引き続き窓口のみで行います。

※紙での申請受付は窓口のみで行ってまいります。郵送・メール等では受付していません。

申請者等変更手続きについて

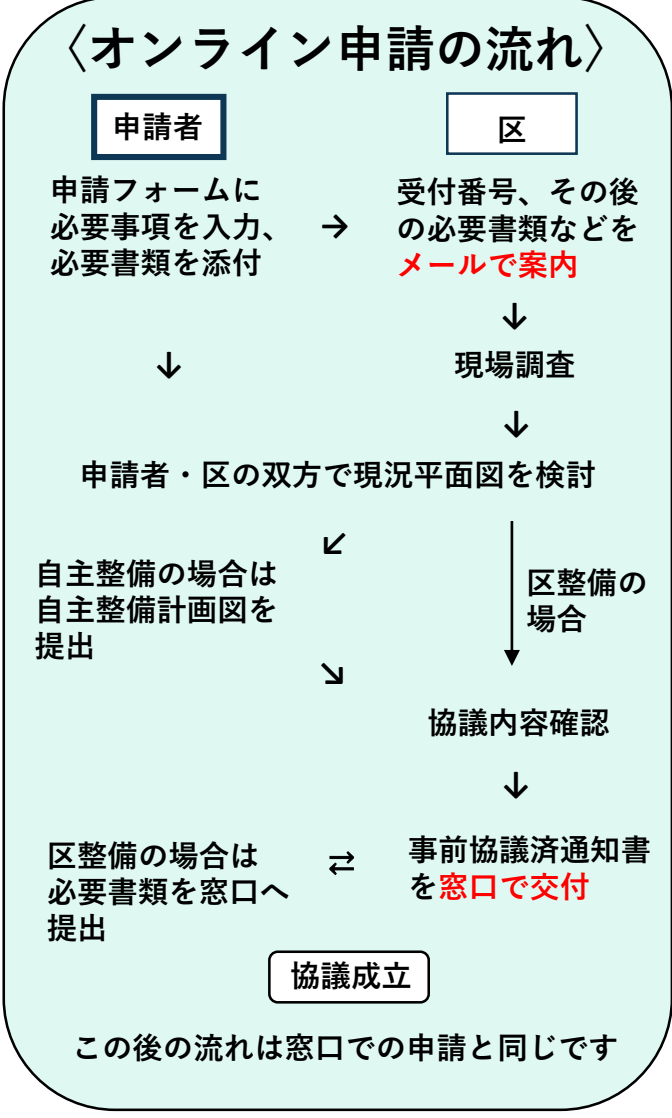
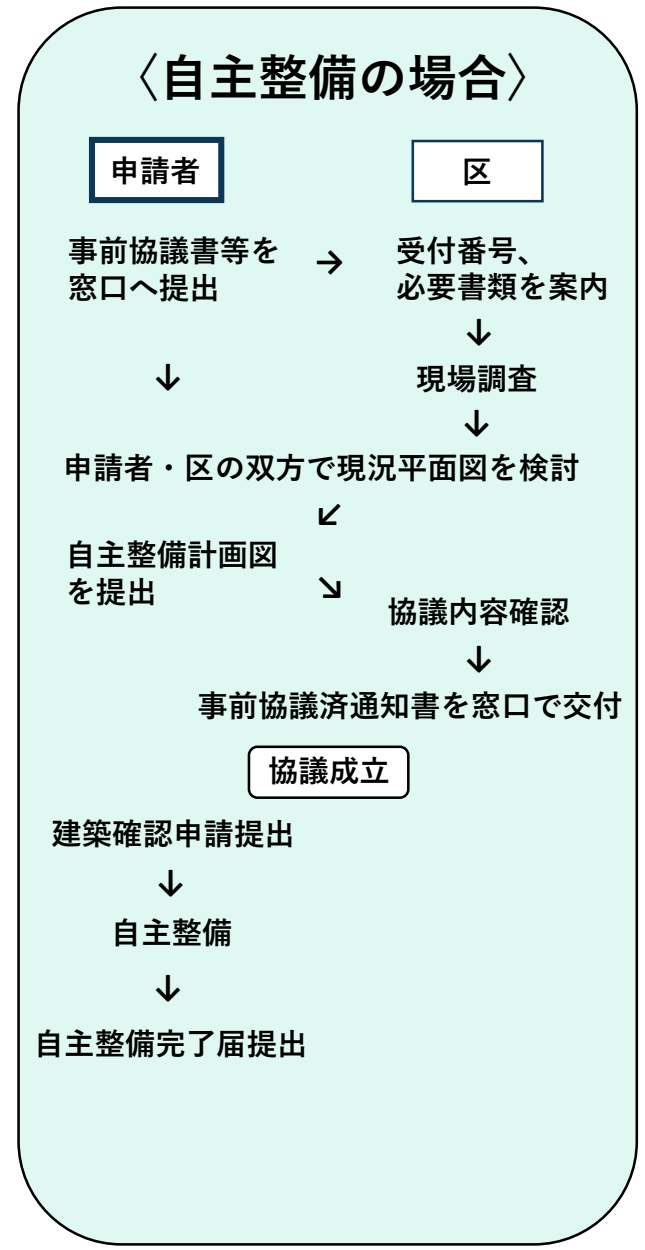
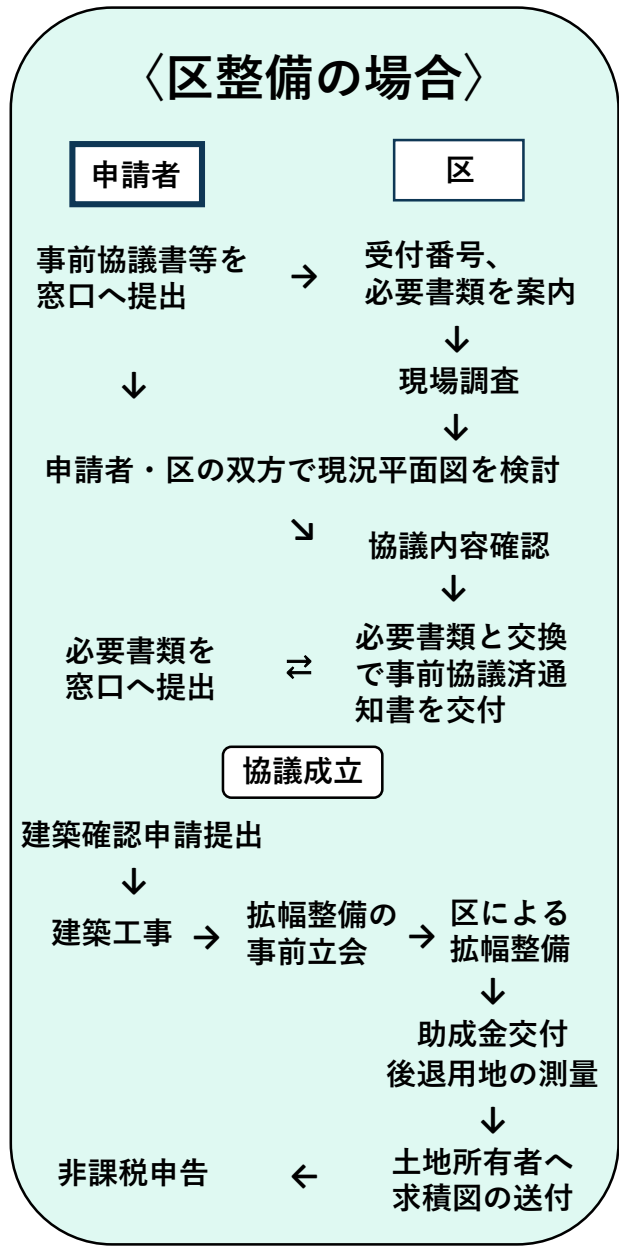
以下のページから申請ができます。

(<https://logoform.jp/f/mSQvA>)



既に狭あい協議が終了している敷地について、土地所有権の移転等に伴い申請者・整備方法を変更する手続きです。

※敷地分割等により協議対象範囲の変更がある場合は、お問い合わせください。



必要書類

狭あい協議の受付時には、下記の書類が必要です。

- ①狭あい道路拡幅整備事前協議書 (オンライン申請の場合は提出不要)
- ②案内図 (申請地を赤枠で囲ったもの) ③現況平面図 (作成例が5ページにあります。)
(②③は窓口での申請の場合、2部必要になります。)
- ④登記事項証明 (土地) ⑤公図の写し (申請地を赤枠で囲ったもの)
(④⑤は3ヵ月以内・インターネットで取得したもの可)

また、協議の受付後に下記の書類が必要になります。

〈区整備の必要書類〉※無償使用承諾書は、私道の場合は提出不要です。〈自主整備の必要書類〉

- ①整備承諾書 ②無償使用承諾書 (甲・乙) ③自主整備計画書 ④自主整備計画図
- ③印鑑証明書 (3ヵ月以内・原本) ③自主整備完了届 (自主整備後に提出)
- ④助成金交付申請書 ⑤助成金交付請求書

添付書類として、下記の①・②の図面がそれぞれ2部必要となります。

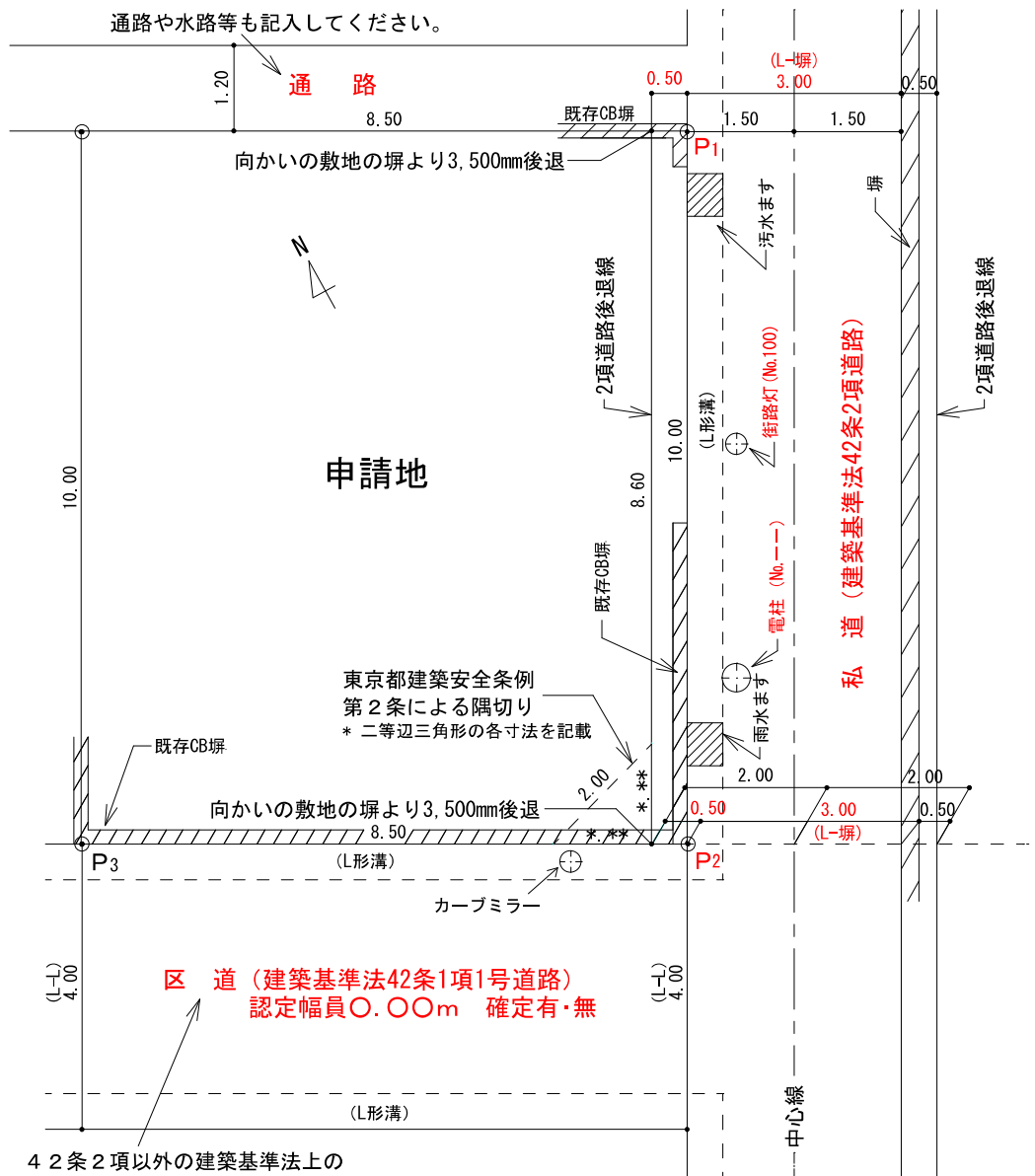
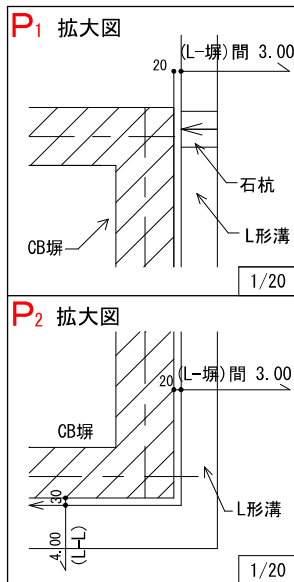
<p>①案内図</p>	<p>縮 尺 … 1/1500 程度 記入事項 … 方位、所在地の住居表示、近隣の家屋名、近隣の街区番号、案内図上の位置表示</p>
<p>②現況 平面図</p>	<p>縮 尺 … 1/100 程度 記入事項 … 現況道路幅員(L形溝・縁石等)、後退寸法、2項道路後退線及び中心線、方位、敷地寸法、境界石、既存塀、擁壁、移設樹木の位置、電柱・街路灯・交通標識他(管理番号) 汚水・雨水ます、区道・私道などの種別、通路・敷地延長・水路等の表示及び幅員 42条2項道路以外の法上の道路種別、位置指定道路の指定日・番号等 現地調査年月日、申請者氏名、代理者名・代理者押印</p>

現況平面図作成(例)

※ この図面の内容程度を出来るだけ記載してください。

建築基準法上の道路以外の
 通路や水路等も記入してください。

※ 必要に応じて拡大図を
 付けてください。



42条2項以外の建築基準法上の
 道路種別、現況も記入してください。

現況平面図 縮尺 1/100

助成金について

区整備の際に対象になる助成金（建築物の建替等を伴う場合）

- 助成金は申請者(建築主)に交付されます。
- 下表の金額をもとに現地調査の上、助成金額が決定します。

助成項目	助成額			
門又は塀等の除却費 (注) 1.	後退用地内にある門又は塀等を除却し、拡幅整備に支障のない形態にすることに要する費用		5千円/m	
樹木の移設費	後退用地内にある樹木（目の高さで幹周りが15cm以上、樹高が2m以上のもので、移植しても枯れる恐れのないものに限る）の移設に要する費用		1万3千円/本	
擁壁工事費 (注) 1.2.	後退用地内にある擁壁の解体及び後退済の敷地内への擁壁の設置に要する費用			
	高さ	工事区分	解体	築造
	高さ0.5m以上1.5m未満		9千円/m	1万3千円/m
	高さ1.5m以上3.0m未満		2万3千円/m	5万3千円/m
	高さ3.0m以上		4万円/m	17万円/m
事務手続費	1万円			

- (注) 1. 門又は塀等の除却費、擁壁工事費の工事箇所の高さに1m未満の端数がある場合には、1mに切り上げて算定します。
2. 擁壁工事費の最高限度額は300万円です。
3. 建築物の建替を伴わない拡幅整備に関する助成金については、狭あい道路整備推進係へご相談ください。

隅切り奨励金

種別	金額
寄附又は無償使用承諾により 杉並区管理 となるもの	30万円/箇所
東京都建築安全条例第2条による隅切りで、道路と一体として 所有者管理 となるもの	5万円/箇所

非課税申告について

区で後退用地の測量後、求積図(※)を土地所有者に送付します。同封の「固定資産税・都市計画税非課税申告書」に1部添付して、**杉並都税事務所**で非課税申告をしてください。

翌年度から非課税とするには、年内に非課税申告を行う必要があります。

(※) 年内に求積図が完成しない場合、整理票(求積図の受付票)を送付します。求積図の送付は翌年1月以降になります。

よくある質問

Q1 建築予定の土地を購入したばかりで、登記上の土地所有者が変更されていない場合でも、「狭あい道路拡幅整備事前協議」の申請は可能ですか？

A1 可能です。新たな土地所有者で申請をしていただき、変更前の登記事項証明書と併せて「**売買契約書のコピー**」等をご提出ください。また、登記事項の変更が済み次第、再度登記事項証明書及び公図の提出が必要です。

Q2 狭あい道路拡幅整備事業はいつから始まりましたか？

A2 **平成元年**に「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」が施行され、当事業が始まりました。

Q3 建築予定の敷地がどれくらいセットバックをする必要があるのか教えてください。

A3 正確な**セットバックの位置を知るには、「狭あい道路拡幅整備事前協議」が必要になります。**
既に協議が終了し、建築確認申請をしている敷地は、建築課で取得できる「**建築計画概要書**」を参考として下さい。

Q4 2項道路に接する場合は必ず「狭あい道路拡幅整備事前協議」が必要ですか。

A4 建築物を建築する場合は必要です。ただし、過去に区がセットバック工事を行い、「整備済」になっている敷地は申請不要です。

道路の種別や狭あい協議の受付状況は杉並区公式電子地図サービス

「すぎナビ」から確認ができます。

「道路」→「狭あい道路拡幅整備事業における協議状況と整備地区等」からご覧ください。

(<https://www2.wagmap.jp/suginami/Portal>)



必要書類の様式は、こちらからダウンロードができます。

記入例もございますのでご確認ください。

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/shinseisho/sumai/douro/1014992.html>)



「杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例」は、こちらの杉並区例規集・要綱集から確認ができます。

(<https://en5-jg.d1-law.com/cgi-bin/suginami/startup.cgi>)

